

令和7年版

救急・救助の現況

総務省消防庁

はじめに

本書は、消防機関の行う救急業務、救助業務及び都道府県の行う消防防災ヘリコプターによる消防活動に関する実施状況について、数値データ等を基に体系的に整理した統計資料集であり、これらの活動に関する現状を的確に把握する上で重要な基礎資料として毎年度発行している。

消防機関の行う救急業務は、昭和 38 年に法制化されて以来、我が国の社会経済活動の進展に伴って年々その体制が整備され、国民の生命・身体を守る上で不可欠な業務として定着している。令和 6 年中の救急自動車による救急出動件数は 771 万 8,380 件（対前年比 7 万 9,822 件増）、搬送人員は 676 万 9,172 人（対前年比 12 万 7,752 人増）で、救急出動件数、搬送人員ともに集計を開始した昭和 38 年以降、最多を記録した。一方、現場到着までの平均所要時間は約 9.8 分、病院等収容までの平均所要時間は約 44.6 分となっており、新型コロナウイルス感染症禍前の令和元年と比べ、延伸している。

救急搬送については、より迅速かつ効果的に救急業務を行うことを目的として、現状の医療資源を前提に、傷病者の状態に応じた適切かつ円滑な救急搬送及び受入体制の構築を図るため、平成 21 年に施行された消防法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 34 号）に基づき、都道府県は、消防機関や医療機関等で構成する協議会での審議を経て「傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準」を策定している。

救急救命士については、平成 3 年以降、救急救命処置の範囲の拡大が図られており、平成 15 年の心肺機能停止傷病者に対する除細動をはじめ、気管挿管、薬剤（エピネフリン（別名アドレナリン））投与、自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用が認められた。さらに、平成 26 年 4 月から、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の処置が追加されたところである。

平成 16 年に非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことを契機に、消防庁では、住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進しているところであり、現場に居合わせた人（バイスタンダー）が応急手当を行うことで、生存率や社会復帰率の向上が期待される。また、より専門性を高めつつ受講機会の拡大等を図るため、継続的に応急手当の普及啓発体制の見直しを行っており、小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法を学ぶ普通救命講習Ⅲ、応急手当の導入講習に位置づけられる救命入門コースといった講習カリキュラムの追加や、WEB 講習（e-ラーニング）を用いた分割型講習の導入など、体制の拡大を図っている。

また、消防庁では、救急業務を安定的かつ持続的に提供するため、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する傷病者の情報を把握する取組（マイナ救急）や、救急安心センター事業（#7119）の全国展開を推進しているところである。

消防機関の行う救助業務は、昭和 61 年 4 月の消防法改正により、救助隊が法的に位置づけられ、対象とする事案は、火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロ災害などの特殊な災害まで広範囲に及んでおり、気候変動や社会情勢による激甚化・複雑多様化する災害が増加している。

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震、平成 17 年 4 月に発生した JR 西日本福知山線列車事故等の大規模な災害事象が発生している状況を踏まえ、全国的な救助体制強化の必要性が高まり、平成 18 年 4 月「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）」を改正し、新たに特別高度救助隊及び高度救助隊を創設した。これらの隊は、従来の救助器具に加えて、要救助者の捜索活動に活用される高度な救助器具を装備するとともに、専門的かつ高度な救助技術に関する知識・技術を兼ね備えた隊員で構成されている。

消防庁では、消防組織法第 50 条の規定による無償使用制度により、主要都市に特別高度工作車等の車両、また、緊急消防援助隊 N B C 災害即応部隊に化学剤検知器、生物剤検知器、大型除染システムといった N B C 災害対応資機材が配備されている。さらには、近年増加している土砂災害や浸水等の風水害への対応力強化を図るため、重機及び重機搬送車、小型救助車、高機能救命ボート、建物崩壊・土砂監視センサー等を全国に配備した。

国際消防救助隊は、昭和 61 年の発足から令和 5 年 2 月にトルコ共和国南東部で発生した地震災害への派遣まで、計 22 回の海外派遣実績を有しており、その高度な知識及び技術を用いた救助活動に対しては、高い評価を得ている。消防庁では、被災国等からの要請に応じ、速やかに国際消防救助隊を被災地に派遣し、捜索救助活動ができるよう体制を整え、隊員へ研修や訓練を実施している。

航空消防防災体制については、46 都道府県域に 77 機（総務省消防庁保有 5 機を含む）の消防防災ヘリコプターが配備されている。

消防防災ヘリコプターは、消防防災業務に幅広く活用され、令和 6 年中の出動実績は、救急出動 2,360 件、救助出動 1,999 件、火災出動 749 件、情報収集・輸送等出動 218 件、総出動件数は 5,326 件となっている。

消防防災ヘリコプターは、山間部、離島等における救急救助活動等に極めて有效であるとともに、大規模災害時において広域的に活動する任務を担い、その高速性及び機動性を生かし救助、救急及び情報収集等を実施している。今後とも、計画的な整備、積極的な活用と安全かつ効果的な運航を推進していくこととしている。

本書に掲載した統計データは、各都道府県及び消防本部において救急・救助・航空を巡る地域の諸課題に係る検討を深める際の重要な基礎資料として活用できるものであり、本書が救急業務、救助業務及び消防防災ヘリコプターによる消防活動の充実に資することを期待するものである。

令和 8 年 1 月

目 次

I 救急編

| | |
|--|----|
| 第1章 救急業務実施体制の状況 | 5 |
| 1 消防本部及び救急業務実施市町村 | 5 |
| (1) 概要 | 5 |
| (2) 実施形態 | 6 |
| (3) 救急業務の実施体制のない地域における補完体制 | 6 |
| 2 救急隊、救急隊員、救急自動車等 | 7 |
| (1) 救急隊 | 7 |
| (2) 救急隊員及び准救急隊員 | 7 |
| (3) 救急救命士運用隊、救急救命士の資格を有する消防職員及び救急隊員 | 8 |
| (4) 救急自動車 | 11 |
| 3 高速自動車国道等における救急業務 | 11 |
| 第2章 救急業務の実施状況 | 12 |
| 1 救急業務の実施状況概要（救急出動件数及び搬送人員） | 12 |
| 2 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員 | 14 |
| (1) 事故種別の救急出動件数及び搬送人員 | 14 |
| 1. 事故種別の救急出動件数及び搬送人員の概要 | 14 |
| 2. 事故種別（急病）の疾病分類と年齢区分 | 16 |
| 3. 事故種別（転院搬送）の救急出動件数 | 19 |
| (2) 年齢区分別の搬送人員 | 20 |
| 1. 年齢区分別の搬送人員の概要 | 20 |
| 2. 年齢区分別の事故種別の搬送人員 | 21 |
| (3) 傷病程度別の搬送人員 | 22 |
| 1. 傷病程度別の搬送人員の概要 | 22 |
| 2. 傷病程度別（軽症（外来診療））の搬送人員の状況 | 23 |
| 3. 傷病程度別の年齢区分別の搬送人員 | 24 |
| (4) 事故発生場所別の搬送人員 | 25 |
| 1. 事故発生場所別の搬送人員の概要 | 25 |
| (5) 救急要請を入電した月別、曜日別、時刻別の救急出動件数及び搬送人員 | 26 |
| 1. 救急要請を入電した月別の救急出動件数と搬送人員 | 26 |
| 2. 救急要請を入電した曜日別の救急出動件数と搬送人員 | 27 |
| 3. 救急要請を入電した時刻別の搬送人員 | 28 |
| 3 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間 | 29 |
| (1) 現場到着所要時間及び病院収容所要時間 | 29 |
| (2) 現場到着所要時間別の事故種別、救急出動件数 | 30 |
| (3) 病院収容所要時間別の事故種別、搬送人員 | 30 |

| | |
|--|----|
| (4) 消防本部規模別、事故種別、傷病程度別及び発生場所別の平均病院収容所要時間 | 31 |
| 4 救急活動の内容 | 34 |
| (1) 救急隊の行った応急処置等 | 34 |
| (2) 特定行為等の実施状況 | 37 |
| (3) 医師の現場出動の状況 | 37 |
| 5 応急手当の普及啓発 | 38 |
| (1) 普及啓発活動等の概要 | 38 |
| (2) 応急手当講習の実施状況 | 39 |
| (3) 応急手当の実施及び救命効果 | 40 |
| 6 医療機関等への搬送状況 | 42 |
| (1) 医療機関等への受入照会回数（事故種別及び傷病程度別） | 42 |
| (2) 救急自動車による転送件数 | 43 |
| 別表 1 救急業務実施市町村数及び人口 | 47 |
| 別表 2 の 1 都道府県別救急体制 | 48 |
| 別表 2 の 2 資格別救急隊員数調 | 49 |
| 別表 2 の 3 都道府県別の救急救命士運用状況 | 50 |
| 別表 2 の 4 資格別救急隊員数（救急救命士）調 | 51 |
| 別表 3 救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数 | 52 |
| 別表 4 救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員 | 54 |
| 別表 5 都道府県別年齢区分別搬送人員構成比 | 56 |
| 別表 6 都道府県別傷病程度別搬送人員及び構成比 | 57 |
| 別表 7 の 1 現場到着所要時間別出動件数の状況 (入電から現場到着までの所要時間別出動件数) | 58 |
| 別表 7 の 2 現場到着所要時間別出動件数の構成比 (入電から現場到着までの所要時間別出動件数の構成比) | 59 |
| 別表 8 の 1 病院収容所要時間別搬送人員の状況 (入電から医師引継ぎまでに要した時間別搬送人員) | 60 |
| 別表 8 の 2 病院収容所要時間別搬送人員の構成比 (入電から医師引継ぎまでに要した時間別搬送人員の構成比) | 61 |
| 別表 9 入電時刻別事故種別搬送人員の状況及び構成比 | 62 |
| 別表 10 発生場所別傷病程度別搬送人員 | 63 |
| 別表 11 応急手当普及啓発講習活動状況 | 64 |
| 別表 12 応急手当指導員養成状況 | 65 |
| 第3章 救急蘇生統計 | 66 |
| 1 概要 | 66 |
| 2 ウツタイン様式に基づく分析 | 67 |
| (1) 心肺機能停止傷病者の性別及び年齢区分別の搬送人員 | 68 |
| (2) 心肺機能停止傷病者の事故発生場所別の搬送人員 | 69 |

| | |
|---|-----|
| (3) 心原性心肺機能停止傷病者に対する一般市民の応急手当実施傷病者数 | 70 |
| (4) 心原性心肺機能停止傷病者生存率（都道府県別及び年齢区分別） | 71 |
| 1. 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の生存率の推移 (都道府県別及び年齢区分別の 10 か年集計、10 か年推移) | 71 |
| 2. 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、初期心電図が V F / 無脈性 V T 波形の生存率 (都道府県別の 10 か年集計、10 か年推移) | 73 |
| (5) 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による 心肺蘇生等実施の有無別の生存率 | 74 |
| 3 目撃がある心原性心肺機能停止傷病者の分析 | 75 |
| (1) 心原性心肺機能停止傷病者の目撃者別の生存率 | 76 |
| (2) 心原性心肺機能停止傷病者の目撃者別及び初期心電図 V F / 無脈性 V T 波形別の生存率 | 78 |
| (3) 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による 心肺蘇生実施の有無別の生存率 | 80 |
| (4) 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による 除細動実施の有無別の生存率 | 82 |
| (5) 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、救急隊が 心肺蘇生を開始した時間別の生存率 | 84 |
| (6) 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、救急隊による 除細動実施の有無別の生存率 | 86 |
| (7) 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による 心肺蘇生実施の有無別の生存率 (初期心電図波形が V F / 無脈性 V T の傷病者) | 88 |
| (8) 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、救急隊が 心肺蘇生を開始した時間別の生存率 (初期心電図波形が V F / 無脈性 V T の傷病者) | 90 |
| (9) 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、救急隊が 心肺蘇生を開始した時間区分別の生存率 (10 か年集計) | 92 |
| (10) 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、救急隊による 除細動実施の有無別の生存率 (初期心電図波形が V F / 無脈性 V T の傷病者) | 94 |
| 4 非心原性心肺機能停止傷病者の分析 | 96 |
| (1) 非心原性心肺機能停止傷病者の目撃者別の生存率 | 96 |
| (2) 一般市民が目撃した非心原性心肺機能停止傷病者のうち、 一般市民による心肺蘇生実施の有無別の生存率 | 98 |
| (3) 一般市民が目撃した非心原性心肺機能停止傷病者の生存率の推移 (都道府県別及び年齢区分別の 10 か年集計、10 か年推移) | 100 |
| 5 用語の定義及び収集方法について | 102 |

| | |
|--|-----|
| (1) ウツタイン様式とは | 102 |
| (2) 各用語の定義について | 102 |
| (3) 収集方法、データクリーニング基本方針について | 104 |
| (4) その他 | 105 |
| 別表 13 心肺機能停止傷病者全搬送人員（都道府県別） | 108 |
| 別表 14 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民が心肺蘇生を実施した件数（都道府県別） | 109 |
| 別表 15 心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数（都道府県別） | 110 |
| 別表 16 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の生存率（10か年比較、都道府県別） | 111 |
| 別表 17 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の生存率（10か年集計、都道府県別） | 114 |
| 別表 18 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、初期心電図波形がVF又は無脈性VTの傷病者の生存率（10か年比較、都道府県別） | 115 |
| 別表 19 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、初期心電図波形がVF又は無脈性VTの生存率（10か年集計、都道府県別） | 118 |
| 別表 20 一般市民が目撃した非心原性心肺機能停止傷病者の生存率（10か年集計、都道府県別） | 119 |

II 救助編

| | |
|------------------------------|-----|
| 第1章 救助活動体制の現状 | 125 |
| 1 救助隊の範囲 | 125 |
| 2 救助隊の設置状況 | 125 |
| 3 救助隊及び救助隊員 | 127 |
| 第2章 救助活動の状況 | 128 |
| 1 救助活動の範囲 | 128 |
| 2 救助活動状況の概要 | 128 |
| 3 事故種別ごとの救助活動状況 | 129 |
| (1) 救助出動件数（救助隊等が出動した件数） | 129 |
| (2) 救助活動件数（救助隊等が実際に活動した件数） | 131 |
| (3) 救助人員（救助隊等が救助活動により救助した人員） | 132 |
| 4 救助出動人員、救助活動人員及び救助人員 | 133 |
| 5 火災以外の事故時における出動車両等 | 134 |
| 第3章 救助器具等の保有状況 | 135 |
| 1 救助活動のための車両 | 135 |
| 2 救助活動のための救助器具等 | 136 |
| 第4章 救助隊員の教育訓練の実施状況 | 137 |
| 第5章 国際消防救助隊の活躍 | 138 |
| 別表 1 都道府県別救助体制 | 142 |

| | | |
|-------|--|-----|
| 別表 2 | 都道府県別救助隊数、救助隊員数 | 143 |
| 別表 3 | 都道府県別事故種別救助出動件数 | 145 |
| 別表 4 | 都道府県別事故種別救助活動件数 | 146 |
| 別表 5 | 都道府県別事故種別救助人員 | 147 |
| 別表 6 | 都道府県別事故種別救助出動人員 | 148 |
| 別表 7 | 都道府県別事故種別救助活動人員 | 150 |
| 別表 8 | 救助隊が搭乗する車両 | 152 |
| 別表 9 | 救助活動のための主な救助器具の保有状況（省令別表第1） | 153 |
| 別表 10 | 救助活動のための主な救助器具の保有状況 【省令別表第1（地域の実情に応じ備えるもの）】 | 154 |
| 別表 11 | 救助活動のための主な救助器具の保有状況（省令別表第2） | 155 |
| 別表 12 | 救助活動のための主な救助器具の保有状況（省令別表第3） | 156 |

III 航 空 編

| | |
|-------------------------------|-----|
| ヘリコプターによる救急救助業務 | 159 |
| 1 消防防災ヘリコプターの配備状況 | 159 |
| 2 消防防災ヘリコプターの災害出動状況 | 160 |
| 3 消防防災ヘリコプターの救急活動実施状況 | 161 |
| (1) 救急出動件数 | 161 |
| (2) 救急搬送人員 | 163 |
| 4 消防防災ヘリコプターの救助活動実施状況 | 165 |
| (1) 救助出動件数 | 165 |
| (2) 救助人員 | 166 |
| 5 緊急消防援助隊航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員 | 167 |